

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年八月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

マックスバリュ西条西店

2 所在地

東広島市西条町寺家三七九一番地一

二 提出された意見の概要

1 夜間に発生する騒音の最大値の事前予測において、地点によっては店舗敷地境界において騒音規制法に基づく規制基準の値を超過する予測結果が示されているが、操業に当たっては、当該地域が第三種騒音規制区域であることを考慮し、基準内となるよう努め、周辺住民等の生活環境の保全に十分配慮すること。

2 業務用及び来客用車両のアイドリングストップを看板等で周知し徹底を図ること。

3 周辺住民又は東広島市が生活環境に関して支障及び支障の恐れがあると思料するとき、速やかに周辺住民又は行政機関と協議する体制を整えること。

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成十九年八月二十三日から平成十九年九月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで